

ひろば

原発の存続・拡散は将来世代への犯罪

「国際反核法律家協会会長 ウィーラマントリー判事からの書簡\*」

## 原発の存続・拡散は将来世代への犯罪

訳 浦田賢治

日本の地震とその結果生じた原発による損害は、世界のすべての人びとに衝撃を与え、原発はきわめて危険だという警告となっている。原発の危険性が明らかであるのに、原子炉は世界中に拡がっていて、来るべき一千の世代にわたり汚染と先天性奇形の種をまいている（核反応の副産物であるプルトニウム239の半減期は2万4100年である）。

### 私たちは環境の信託受託者にすぎない

まだこの世に生まれていない世代の人たちも、人間という家族の一員であるが、自分たちのために発言することができない。私たちは現在の環境から利益を得ているが、環境の所有者ではなくその信託受託者にすぎない。私たちはその受託の責めをはたさないことで、将来の世代に対して破局的な損害を与えることになるだろう。

すべての市民は、一人ひとりが環境の受託者である。そして各国の政府は、すべて受託者だが、とりわけ環境相は、この点で特別の責任を負っている。原発の恐るべき帰結を知りながら、破局的な損害という帰結が生ずる可能性を放置しているなら、私たちは義務を履行しなかったことになる。

今在る環境の維持を任された特別な受託者である私たちは、信託を履行せず濫用した咎について、歴史の法廷で答弁しなければならないことになるだろう。まさに私たちは、将来世代にたいする重大かつ想定できる罪を犯しており、しかも行動の影響について十分に意識したうえで、そういう行動をしているのだ。

仮に石器時代の人びとが環境を損傷して、現在に先天性奇形をもたらしたとすれば、私たちは彼らを残忍で粗暴で野蛮な人間だと非難しただろう。だが、彼らがそうした損害を与えたとしても、未来に対し自分たちが引き起こした回復不能な害悪のことを、彼らはまったく知らなかっただろう。

他方、私たちは、将来世代に対して引き起こす

破局的損害について十分に意識しているのに、いまなお世界のいたるところに原子炉を建設しつづけている。それが、おそかれはやかれ破局的損害という危険をもたらすのは明確なことである。

地震、津波、戦争、内乱などの災害に対して、地球上に存在する力がまったく対抗できてないことは、学齢期の子どもたちさえ気がついている。それらの災害は一定の期間をおいて必ず起こるものであるが、無くす手段はまったく知られていない。この事実から人類は、過去に幾たびか残忍で粗暴で野蛮な生きものになったものだ。

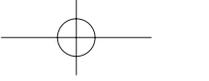
啓発されたと思われる現在においても、あらゆる意味での責任というものをまったく無視し、私たちは原子炉を増設して短期的な利益を追求し、他方で、十分に意識していながら、子孫に長期にわたる重大な危険を残している。

### 再生可能エネルギーで必要量はまかなえる

太陽光その他の再生可能エネルギー源は、世界が必要とするあらゆるエネルギーを供給できるものであるのに、私たちはそれらの資源を無視している。核エネルギー産業は、圧倒的多数者とこれから生まれてくる幾世代の人びとにとっては巨大な負担になる一方、今この産業に携わっている少数の人間にとっては莫大な利益になっている。

その結果、私たちは、人類史上もっとも破局的な世代になり、私たちに環境を信託した数十億の人類の生得の権利を私たちが破壊しているという事実は無頓着になっている。

私は、この問題についてあなた方に話をしたい。というのは、過去30年余りの間、私は核兵器、原子炉および核廃棄物の危険と対決する運動に携わってきたからだ。すでに1985年に、核兵器、原子炉および核廃棄物に起因するきわめて重大な危険について講演するよう日本科学者会議に要請されて、日本の主要都市を旅した経験もある。



またおよそ30年前に、著書『居眠りしている番人：技術覚醒時代における法と人権』（ペンギン、1983, pp.138-141）で、私はこの危険を予見して、原子炉からの放射性物質漏洩と重大事故の可能性が私たちの生存を脅かしていることを述べた。

また私は、次の可能性にも言及した、すなわちもし都市の住民が深刻な原子炉事故で生じる放射性物質に被曝して、未曾有の数にのぼる障害児が誕生するのを、国益のためとして強制不妊手術が要請されたとき、「この不妊手術によって私たちは、ただ核の被害から免れようとしているに過ぎないのだ」と述べる事態になるだろうと。

#### 数年間に核事故が起こる確率は5～10%

私は次の事実にも言及した、すなわち人口密集地の周辺でおきる重大事故は、財産上の損害と健康上の損害をもたらす、その額は数千億米ドルを超過するほどになり、その保険金額は支払い不能なものになるだろうと。

すでに1982年に、米国原子力規制委員会（NRC）は、原子炉の事故がもたらす人間の死と財産上の損害の額を計算して、人口密集都市地域では3000億米ドルを超えるという評価を発表した。スリーマイル島原子炉事故が明らかに示したことは、当時すでに、世界のどこかで原子炉事故が起きる確率は今後数年間で5%から10%だと評価できるというほどに、私たちが原子炉事故といかに身近なところにいるのか、ということだ。しかし、破局的事故発生の予見は、核エネルギー利用の増大を推進した勢力がもつ政治力と経済力によって、完全に水面下に押し込められた。

核兵器の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見が求められた事例で、私は少数意見を述べた。（核爆弾が）原子炉に及ぼす損害の可能性を説き、150マイルの風下圏内にいる場合でも、それをあびた人にとって致死量の放射線を生じること、また600マイル以上離れた所でも相当程度の放射能環境汚染を引き起こし得ることを論じた。

また私は、チェルノブイリ事故が引き起こし、その発生以後数年間にわたって、数千平方マイルの圏内にいるあらゆる生物に対して加えられた損

害を論じたが、この事故では、旧ソ連全土から医療上の要員、物資および機器を大量動員する必要があり、それによってかの大国の資源にも大きな負担になった。こうした事故が、ソ連よりも小さい諸国で起こった場合は、歳入の損害、生命の損失、仕事の喪失、および資源の減失によって完全に無力化され、回復するのに数世代を要するだろう。医療上の損害には、激痛、血管障害、心血管虚脱、ケロイドおよび癌がふくまれる。

私は、求められた勧告的意見において判断したり、いくつかの出版物、また世界各地での多年に及ぶ講演で、これらの危険について論じてきたが、もし私たちが信託されたことに違反しつづけ、かつ子どもや孫たちへの責任を放棄し続けるなら、私の最悪の予感どおりにたいへん困った事態になり、さらに予想以上の悪いことが起こりうるだろう、こう考えて私はうちのめされている。

#### 核廃棄物を安全に処理する方法はない

原子炉の廃絶を求めるいかなる訴えも、核廃棄物処理の問題と関連づけられないが、万全とはいえない。核廃棄物は、健康と環境に対する放射線の危険性に関する全要素を備えており、しかもこれらの毒物の蓄積を処理する方策はまったく分かっていない。仮に核廃棄物が海溝あるいは岩塩層、その他どんなところに埋められるとしても、2万4000年もの間、その貯蔵処分施設に安全に保存されるということを、保証することはできない。

したがって私たちは、環境上の、かつ物的な損害の源を、将来世代に残していくことになる。このことは、道徳および法のいかなる基準に照らしても、まったく正当化することはできない。

もう一つの危険は、実はそれだけで原子炉の全廃を正当化するのに十分であるが、原子炉から出る核廃棄物は計測不能だということである。そしてまた、こうした原子炉の記録は国際原子力機関（IAEA）でさえ保管できないということである。

この物質は、核兵器の製造に必要な原材料であって、全世界のテロリストをおおっぴらに招いて核兵器の製造に利益を見出すよう奨励しているようなものだ。このことは、私が著名な物

理学者から聞いたとおり、核兵器の製造に必要な知識がインターネットで得られる現在の世界にとっては、とりわけ危険である。

その結果、原子炉の存続と拡散は、人道法、国際法、環境法、および持続的発展に関する国際法の、あらゆる原則に違反している。

先住民や宗教も環境の大切さを説いている

アメリカ先住民のような昔の人びとの伝統的知恵では、共同体に関する重要な決定は、きたるべき七つの世代にたいする影響を必ず考慮したうえで行わなければならないという掟をもっていた。アフリカ人の伝統的知恵によると、共同体に影響を与える主要な決定は、人間の3重の顔 現世代の前に生きた人びとの顔、今生きている人びとの顔、今後やってくる人びとの顔を尊重しなければならない。そうでなければ、その決定は偏ったものになるだろうというのだ。

現代技術文明は、このような伝統的な知恵をすべて無視しており、さらに、私たち人間は地球上において用心深くそっと歩いていかなければならないという指導原理も無視している。この原理は環境法のすみずみまで貫徹している。

単に伝統的な知恵だけを無視しているのではない。世界の偉大なもろもろの宗教の知恵も無視している。宗教の知恵は、これから生まれてくる人びとのことに関心を寄せているという点で、いずれも等しく協力的である。

イエス・キリストは、子ども達の前途を妨げる人たちは首に里程標の石を巻きつけて海で溺れ死ねばいいと警告した。コーランは、偉大な神に従う者は地上を用心深くそっと歩いていくものだと言っている。仏教は、国王といえども土地の所有者ではなく単に受託者にすぎないと教え、ヒンズー教は、国王に対して、環境保護の全部門の面倒をみる詳細な義務を定めている。ユダヤ教も、多数の教義によって、環境の保護を最も重要な義務と定めている。

これらすべての諸側面に、今という時代に環境保護を担当する閣僚は、必ず注目しなければならない。というのは、地球上に人間が存在してきた数十万年を通じて、環境がかくも脅かさ

れた時代はなかったからだ。

破局を回避するあらゆることを急いで行おう

あなた方は環境の信託管理人であるので、新しい原子炉の建設を止めるために直ちに行動する必要があること、また代替エネルギーのシステムを探索して現存システムを段階的に廃止する必要があることを、私はあなた方に強くお勧めしたい。

全世界の人びとは、直面しているこの危機から免れる必要がある。原子炉の便益を一方的に宣伝する情報の流れは、逆転される必要がある。こうした諸段階を踏んで前進することに失敗すれば、私たちは、子や孫たち将来世代に負っている信託において、重大な違反をおかすことになる。あなた方は、この危機のなかで指導的な役割を果たす位置にいる。この書簡はあなた方に対する訴えである、不気味に迫ってくる破局を回避するために、あなた方の権限に属するあらゆることをしてほしいのである。

時間は尽きようとしている。どうかいま、行動していただきたい。

\* 国際反核法律家協会会長の C.G. ウィラマントリー氏は、さる3月14日、世界の環境相にあてた公開書簡という形で「日本の原子炉の破局」と題する見解を発表した。原文の検索は下記へ。  
Weeramantry-International-Centre-for-Peace-Education-and-Research

#### 参考文献

- 1) ジョン・パロース著「ウィラマントリー判事の反対意見」『核兵器使用の違法性:国際司法裁判所の勧告的意見』(浦田賢治監訳、山田寿則・伊藤勸共訳、早稲田大学比較法研究所 叢書 27, 2001) pp.259-426。
- 2) C.G. ウィラマントリー著『国際法から見たイラク戦争 ウィラマントリー国際司法裁判所判事の提言』(浦田賢治編訳、勁草書房、2005)
- 3) C.G. ウィラマントリー著「法的覚書への序文」『核不拡散から核廃絶へ:軍縮国際法において信義誠実の原則とはなにか』(浦田賢治編著、憲法学会発行、日本評論社発売、2010) pp.90-93。
- 4) C.G. ウィラマントリー著『核兵器と科学者の責任』(原善四郎・桜木澄和訳、中央大学出版部、1987)

(小見出しは編集部、誌面の都合で一部割愛しました)

(翻訳 浦田賢治: 国際反核法律家協会副会長、早稲田大学名誉教授、憲法)